　　　　年　　　　月　　　　日

関市長

関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付申請書

関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付を受けたいので、関市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 生年月日 |
| 氏名 |  | | 年　　　月　　　日 |
| 住所 | 〒 | | |
| メールアドレス |  | 電話  番号 |  |

２　支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。） | 人 |
| 支援金の種類 |  | 就業  (ア) |  | 専門人材  (イ) | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク  (ウ) |  | 関係人口  (エ) |
|  | 起業  (オ) |

３　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

４　特別区への在勤履歴（東京都の特別区への在勤者に該当する場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 勤務先 | 勤務先の所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

５　移住後の生活状況（テレワークを利用した移住者のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務先所在地 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　回程度 / 行くことはない / その他（　　　　　　） |
| 通勤手当の有無 | 支給あり / 支給なし |

　※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

　※勤務地へ行く頻度が勤務日の１／５を超える場合場合は、生活の本拠が移住元にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないと判断し、支援金の支給対象とならない場合があります。

【関係書類】

（１）全員共通

　□　移住元の住民票の除票の写しその他の移住元での在地及び在住期間を確認できる書類（世帯員を帯同して移住する場合にあっては、世帯員全員分の書類）

　□　特別区内で就業していた勤務先の在職証明書、離職票その他移住元での在勤地、在職期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（特別区内に所在する法人等に就業し、通勤していた場合に限る。）

　□　開業届出済証明書、在勤地を確認できる書類、個人事業等の納税証明書及び当該事業等の実施期間を確認できる書類（法人等の経営者又は個人事業主として特別区に所在する勤務先に勤務していた場合に限る。）

　□　特別区に所在する大学等へ通学していたことが確認できる書類（特別区に所在する大学等に通学した後に就職し、特別区に所在する勤務先に通勤していた場合に限る。）

　□　在留資格が確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書）（外国人である場合に限る。）

　□　誓約書兼同意書（別記様式第２号）

　□　その他市長が必要と認める書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）就業状況等を確認するための書類

　□　マッチングサイトを利用して中小企業等に就職した者、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者又は地域又は地域の人々と関わりを有する者であって、農林水産業に就業した者である場合（第３条第２号ア若しくはイ又はエ（エ）ａ）　就業証明書（別記様式第３号）

　□　移住先での業務を引き続きテレワークにより行う者である場合（第３条第２号ウ）　就業証明書（テレワーク用）（別記様式第４号）

　□　本市の地域又は地域の人々と関わりを有する者である場合（第３条第２号エ）　法人等が地域と関わりを有する者として推薦することを証する書類

　□　公益財団法人岐阜県産業経済支援センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定を受けて起業する場合（第３条第２号オ）　公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定に係る通知書の写し

　□　その他市長が必要と認める書類

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　岐阜県及び関市は、本事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びこの法律のために岐阜県及び関市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の施のために利用します。

　また、岐阜県及び関市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。